

# 小規模工事等契約希望者登録（定期受付）提出要領

## ●「足利市小規模工事等契約希望者登録制度」について

- (1) 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕でその内容が軽易で、かつ履行の確保が容易な契約金額50万円以内のものであります。
- (2) 登録申請をした方は、登録名簿に登載され、市が、小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となります。ただし、指名や契約を約束するものではありません。
- (3) 契約方法は、発注を予定している各課が見積依頼をして、原則として複数の指名業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と各課が契約することになります。なお、見積りに指名されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡をお願いします。
- (4) 一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。
- (5) 契約の履行は、足利市契約規則その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行してください。

## 1 登録できる方

足利市内に主たる事業所（本社、本店）を有する方とします。（法人の場合は足利市内に事業所を有すること、個人の場合は足利市内に事業所を有し、かつ代表者が足利市内に住所を有することとします。）ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) 市税に未納がある方
- (4) 暴力団及び暴力団員
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体及びその構成員
- (7) 足利市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている方
- (8) 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方

## 2 登録できる業種

登録できる業種は、建設業法で定めている業種で5種類までです。別表の小規模工事等の例示をご確認ください。

※足利市の「指定給水装置工事事業者」が施工する水道（給水装置）工事、「排水設備指定工事店」が施工する下水道（排水設備）工事は、こちらの名簿からの発注はありません。

※「草刈・除草」については、物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請での登録をお願いします。物品購入・業務委託等の令和4・5年度入札参加資格者名簿随時登録受付の申請期間は、令和5（2023）年10月31日まで、名簿の有効期間は、令和6（2024）年3月31日までです。

### 3 受付期間・方法

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和4(2022)年9月1日(木)～9月16日(金)(消印有効)   |
| 提出方法 | <b>持参、郵送または電子メール</b><br>持参の場合：土日祝日を除く午前9時～午後4時まで(正午から午後1時を除く)<br>足利市役所契約管財課契約・検査担当(足利市役所本庁舎6階)まで<br>郵送の場合：〒326-8601 足利市本城3丁目2145<br>足利市役所契約管財課契約・検査担当 宛て<br>※封筒表面に「小規模工事等申請書在中」と朱書きしてください。<br>メールの場合：送信先アドレス <a href="mailto:keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp">keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp</a><br>件名は「小規模工事等登録申請」としてください。 |

### 4 申請書類

|   | 書類種別                                | 備考  |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 小規模工事等契約希望者登録申請書                    | ■登録を希望する工事の種類は別表の小規模工事等の例示を参考に記入してください。<br>■実績等は記載例を参考に直近2年以内の公共工事受注実績(元請・下請問わず)を記入してください。<br>公共工事受注実績がない場合は民間工事の実績でも可とします。   |
| 2 | 得意とする工事内容等PR                        | ■提出は任意  |
| 3 | 暴力団等の排除に関する誓約書                      |   |
| 4 | 同意書(市税の納税状況を足利市が確認することに同意する書類)      | ■この同意書により、契約管財課が職権で関係課(納税課)に納税状況の確認をさせていただきます。<br>■同意書の提出によらない場合は、市税に未納がないことの証明書(法人の場合は法人、個人の場合は代表者)が必要となります。発行日から3カ月以内のものを添付してください(申請日基準)。<br>※申請日直前に納めた場合は、証明書交付申請の際、納付済み印のある領収書を市民課窓口へご持参ください。 |
| 5 | 希望業種に資格・免許等が必要な場合は、その資格・免許等の写し(コピー) |   |

※申請書類は、契約管財課(足利市役所本庁舎6階)で配布する他、足利市ホームページからダウンロードできます。[\(http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/\)](http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/)

### 5 登録有効期間

3年間(令和4(2022)年11月1日～令和7(2025)年10月31日)

### 6 登録後の登録内容の変更

申請事項に変更を生じた場合又は休業・廃業した場合は契約管財課まで届けてください。

◎問い合わせ先：足利市役所行政経営部契約管財課契約・検査担当  
電話 0284-20-2119(直通)

●提出書類チェックリスト

(書類の提出にあたり、確認をする際にご利用ください。)

|     | 提出書類の名称  | 個人・法人    | 備考 | チェック欄                    |
|-----|--|----------|----|--------------------------|
| (1) | 小規模工事等契約希望者登録申請書                                     | 必須       |    | <input type="checkbox"/> |
| (2) | 得意とする工事内容等のPR  | 任意       |    | <input type="checkbox"/> |
| (3) | 暴力団等の排除に関する誓約書                                       | 必須       |    | <input type="checkbox"/> |
| (4) | 同意書（市税の納税状況を足利市が確認することに同意する書類）<br>または、市税に未納がないことの証明書 | 必須       |    | <input type="checkbox"/> |
| (6) | 希望業種に資格・免許等が必要な場合は、その資格・免許等の写し(コピー可)                 | 必要に応じて提出 |    | <input type="checkbox"/> |